

大府市成年後見制度の利用を促進するための条例（案） の制定に伴うパブリックコメントの実施について

1 条例制定の意義・背景

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利を守り、その人の希望に沿う形で財産の管理や生活の保障を法的に行うための制度です。超高齢社会による認知症高齢者や親なき後の支援が必要となる障がいのある人等の増加が見込まれる中、成年後見制度の必要性はさらに高まっています。しかし、手続きが煩雑であり、支援が必要な人にとって使い勝手が悪いこと等の理由で積極的な利用がされていないことから、国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に実施するために、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「法」といいます。）を制定し、平成29年に成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

本市は、国立長寿医療研究センターを始めとする国内有数の研究機関が所在する恵まれた環境の下、全国に先駆けて、認知症施策を積極的に推進してきました。平成29年には、全国初となる大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例を制定し、「認知症不安ゼロのまち おおぶ」の実現を目指して、より一層力を入れて取り組んでいます。

成年後見制度の利用促進は、認知症施策とともに、全ての市民が人生100年時代を安心して暮らしていくために非常に重要かつ有効なものであり、市が責任をもって取り組む必要があります。本市においては、平成20年から知多半島5市5町共同でNPO法人知多地域成年後見センターに委託し、積極的な法人後見受任及び断らない相談支援により、先進的に広域での成年後見制度の利用促進を図ってきました。

今後、成年後見制度の利用をさらに促進し、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある人の誰もが安心して暮らすことのできるまちの実現を目指して条例を制定します。

2 条例（案）の概要

（1）目的

この条例は、法の趣旨にのっとり、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、市の責務を明らかにすること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

（2）基本理念

成年後見制度の利用促進に係る基本理念は以下のとおりです。

ア 成年被後見人等（ 1 ）が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

イ 成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の

自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと。

ウ 成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること。

エ 市民の中から成年後見人等（ 2 ）の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、成年後見制度の利用に係る需要に的確に対応すること。

1 成年被後見人等とは

成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意後見契約に関する法律の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者をいいます。

2 成年後見人等とは

成年後見人及び成年後見監督人、保佐人及び保佐監督人、補助人及び補助監督人並びに任意後見人及び任意後見監督人をいいます。

（3）市の責務、関係者の役割、市民の役割

成年後見制度の利用を促進する上での役割は以下のとおりです。

ア 市の責務：市は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、市の特性に応じた施策を策定し、及び実施するものとします。

イ 関係者の役割：成年後見人等、成年後見等実施機関（ 3 ）及び成年後見関連事業者（ 4 ）は、市が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

ウ 市民の役割：市民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、市が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

3 成年後見等実施機関とは

自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいいます。

4 成年後見関連事業者とは

介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいいます。

（4）関係機関の相互の連携

市、成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携体制の確立に努めるものとします。

（5）計画の策定

市は、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、市の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものとします。

(6) 地域連携ネットワークの構築等

市は、市民の権利擁護の支援のための地域連携ネットワークを構築し、その中核的な役割を担う機関を設置するものとします。

(7) 成年後見等実施機関の設立に係る支援等

市は、成年後見等実施機関の設立に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとします。

(8) 審議会の設置

法の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関し基本的な事項を調査審議させるため、大府市成年後見制度利用促進審議会を設置します。

(9) 施行期日

令和4年4月1日

3 今後のスケジュール

令和3年8月19日

議案説明会

令和3年9月1日～30日

パブリックコメント

令和3年11月30日

大府市成年後見制度の利用を促進するための条例(案)の上程

大府市成年後見制度の利用を促進するための条例 概念図

目的：成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること

